

令和5年度(2023年度)第4回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日 時 令和5年(2023年)11月22日(水曜日)10時00分から11時30分まで

2 場 所 熊本市役所 本庁舎8階会議室

3 出席者 環境審議会委員(10名)

篠原 亮太	会長	阿部 淳	委員
川越 保徳	委員	中田 晴彦	委員
宮瀬 美津子	委員	上迫 大介	委員
坂野 定則	委員	阪本 恵子	委員

※以下の委員はオンライン参加

張 代洲	委員	茨木 いずみ	委員
------	----	--------	----

事務局(4名)

早野 貴志	環境局長	永田 努	環境推進部長
梶原 桂子	環境政策課長	緒續 美智子	環境政策課副課長

4 欠席者 環境審議会委員(6名)

高宮 正之	副会長	鳥居 修一	副会長
井寺 美穂	委員	柴田 祐	委員
澤 克彦	委員	宮園 由紀代	委員

5 次第

(1) 開会

(2) 議題

「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について

- ・熊本市の対象事業の種類・規模要件について
- ・熊本市の地域区分(ゾーニング)について

(3) その他

(4) 閉会

5 配布資料

次第

- 資料 1 熊本市の対象事業の種類・規模要件について
- 資料 2 熊本市の対象事業の種類・規模要件一覧
- 資料 3 熊本市の地域区分（ゾーニング）について
- 資料 4 熊本市のゾーニング図

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 16 名中 10 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 題

【熊本市の対象事業の種類・規模要件について】

篠原 会長 熊本市の対象事業の種類・規模要件について、事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局 資料 1・資料 2 について説明)

篠原 会長 ただいまの事務局からの説明を受けて、ご質問やご意見はあるか。

阿部 委員 今ご説明いただいた大規模建築物と複合事業については、私としては異論ない。それ以外の事業で質問する。

もとの資料 19 ページに挙げられている対象事業一覧の名称と説明いただいた資料 2 の事業名称とに違いがあるが、資料 2 は県の名称を参考として載せたということか。熊本市の条例としては 19 ページの事業名を載せるということか。

梶原 環境政策課長 資料 2 が熊本市の条例案として載せたい事業名になる。19 ページの資料は、国が対象事業としてホームページ上に掲載している名称である。分かりやすく最初はこちらを使っていたが、熊本市としてはあくまで県と同じ対象事業名としていきたいと考えている。

阿部 委員 そうすると、資料 2 の県に合わせた状況で、下から 6 段目に豚房施設、19 ページだと畜産施設だが、こちらの資料 2 は豚房施設になっている。これだと豚を飼うときはアセスメントが要るかもしれないが、牛や鶏や羊だったら要らないと思うが、これはなぜ豚だけを特に取り上げたのか。県に伺ったほうがいいのかもしれないが、何か理由があるのか。

梶原 環境政策課長 熊本市としては今のところ牛や鳥はアセスの対象とする予定はない。熊本市としても豚房施設だけを対象としたいと思っている。こちらのほうが環境により影響があるということで県も対象事業としていると認識している。

阿部 委員 ほかの牛小屋であっても、糞尿とかで例えば、汚水が河川に流れ込むリスクは同じようにある。県に問い合わせただいてもいいと思うが、もし豚だけではなくて、やっぱり牛や鶏も同じように問題になりそうであれば、入れていただきたい。

緒續 環境政策課副課長 県に確認したところ、牛と鶏については河川への排水が出ない施設であり、豚は排水が川に出るということで豚房施設が選ばれていると確認している。

阿部 委員 理由があるのであれば承知した。

最初の会議から皆さん問題にされているのが、今の時点で想定してないような新しい形態の事業が出てきたときのことが気になるとおっしゃっていたと思うが、それを規制するのが資料 2（番号 20）その他の造成事業だと思う。今のところ面積 25 ヘクタールのみ規制になっている。例えば、想定外で数ヘクタールしかないが、地下水を大量に汲み上げて使うような事業、あるいは二酸化炭素が大量に増えるような事業ということもあり得ないことはないと思っている。（資料 1）22 ページだと、事業によっては水、燃料使用量をチェックされているが、こういったことを「その他」のところにも入れておかなくていいのか。

梶原 環境政策課長 工場、事業場というの、どこまで見るのかということは今後細かく決めていく必要があると思っている。それから当然その他の造成事業というのをももって造成事業とみるのかということも決めていかないといけない。後ほど説明するが、まず今年度、私たちが環境審議会に諮問をして決めていただきたいと考えているのは、どのように事業の分類をするのか、その規模要件をどうするのか、一旦そこまでをまず決めていただいて、その後、来年度条例の本文、施行規則、技術指針等を検討していきたい。その中で、環境に影響があるものが対象になってないということになればそれは当然問題であるため、そこについては、さらに議論をしていく必要があると考えている。

阿部 委員 水に関しては、実際に新しい事業を始めるときに実は環境だけでなく、いろんな部署に許認可があり、市役所の様々な課に出向き認可をお願いする。もし、うちで水のことを言わなくても、熊本市で水を管理されている部署があり、その一般条例等で水のことをチェックしていただけるのであれば、ここに入れる必要は必ずしもないと思うが、また機会があれば調べていただきたい。

篠原 会長 色々となんだものが出てきたらということですね。今後、専門部会で技術的な話をするときに議論していただくということになると思う。

川越 委員 （資料 1）5 ページの表に「法」と表記されているが、土地区画整理事業の法律や新都市基盤等、これは別個の法体系で別の枠組みで何か制限があるという意味で、わざわざここに書いたのか。それと今回の環境影響評価との関係がはっきりしているのか。

梶原 環境政策課長 こちらの出典は国が示しているものを記載したものである。記載の仕方等、恐らく法に基づく土地区画整理事業だとは思いますが、確定的な答えはできない。もう一度調べさせていただきたい。

何度も申し上げるが、私どもは資料 2 に基づいて事業の種類の設定をしていきたいと思っている。資料 1 は、他都市比較で、件数がこの事業名で出ているというのもあり、この一覧表を使っている。

川越 委員 確認をお願いします。

1点確認だが、(資料 1-P5) ガス供給・熱供給(※3)が、工場・事業場の一部に含まれると脚注で入っている。県としては含まれていないのか、含まれているのか。県としてはこれを含んで一括しているのか。熊本市はそれに関しては一括するという位置づけでよいのか。県はばらばらなのか。それとも、県も一括しているのか。

梶原 環境政策課長 確認し、後日回答させていただきたい。

川越 委員 こっちの資料のほうが正しいのか。

委託業者 条例の解説の中で、一覧表には簡単にしか書いていないが、規則の中では細かく書いており、ガス供給業又は熱供給業の用に供される工場または事業場という設置の事業ということで、ガス供給、熱供給も含まれており、工場の中に含まれると記載されている。

川越 委員 それは県の話か。

委託業者 県の話になる。

川越 委員 県の事業の種類はばらばらにしたらよいということによろしいか。

委託業者 県は工場の中に色々な事業が含まれている。

川越 委員 あくまで工場・事業場ということ。この右に書いてわざわざ分けて「●」表記しているが、県のほうは実際に分けていない。「●」が付いているが、そういうことでよろしいか。

委託業者 県のほうは工場・事業場の中にガス供給事業も熱供給事業もあり、燃やす事業や製造業等、色々なものも含まれている。

川越 委員 これは本来「▲」表示がつくイメージか。

委託業者 他の対象事業も含まれる。工場・事業場に付随するものである。

川越 委員 細かいことだが、「●」を付けているのはなぜなのか。

委託業者 県の対象事業にはなっている。

川越 委員 もう1点、(資料1) 33 ページで地下水の話で、県もそうだが、かん養が見込まれる、要は自分たちが使う量以上の水のかん養することが確実と見込まれる、それが担保されることが先だと言っているが、そもそもどうやって評価するのか。それに関して、今後、作業部会等で考えるのかもしれないが、一体誰が確認するのか、どういう確認の仕方があるのか。それからこれに関してスクリーニングを考える。今後スクリーニングをされると言われているが、前に言われていたスクリーニングというのは手続の一部を要は免除するという感じ。今後、地下水のかん養に関しては、一定の何かしらというのは、スクリーニングとの関係はどうなって、あるいは具体的にどんなものをイメージされているのか分からない。

梶原 環境政策課長 まず、1つ目の誰がどのような形で確認するのかということについて、それはもともと地下水かん養指針というのがあり、今までは1割のかん養をやるということで、その資料の確認は当然県と自治体で行っている。10割以上確実にかん養できるかということを事業者からの資料に基づいて確認をしていくことになると思うが、では、それが、アセスの要件緩和等をできるかどうかということについてどういう確認をしてというのは、今後当然おっしゃるように細かく色々と確認し、関係課と協議も必要だと考えている。

それから、スクリーニングについて(資料1) 29 ページをご覧ください。スクリーニング手続のフローというところで、配慮書手続から報告書手続までの流れが載っているが、第2回のこの審議会でお示したアセス条例の流れである。スクリーニングというのは、事務局が今考えているのは、まずそもそもアセスの対象事業であり、そして配慮書手続が出た段階でスクリーニングにかけて、例えば指定地域であれば基本的には全部スクリーニングをかけて、本当にやるのかどうかを見ていく。一般地域であっても確実に環境の影響が低減している、例えば、同じ場所に建て替えることでコンパクトになって緑を増やしてということで、前回よりも環境が良くなったと判断ができれば、このスクリーニングを通して方法書以降の手続を省略していきたいと提案している。

今の地下水かん養の要件の緩和の話は、この配慮書の前段階の話だと思っている。まずこのアセスにかけるかどうかということであり、そことスクリーニングの話は、事務局としては別のことだと考えている。

川越 委員 配慮書の前なのか。

梶原 環境政策課長 まずは、配慮書に入るかどうかというところを決める。当然アセスに関係することであり、全く関係ないとは思っていないが、スクリーニングはあくまでも対象事業になってからのことである。

川越 委員 その後ということでよろしいか。

梶原 環境政策課長 その後だと考えている。

坂野 委員 スクリーニングというのは、基本的にはアセスの対象にした上で、その中でその後の手続をどれだけやるかということをチェックしていく。国でも第1種、第2種とあり、第2種の部分について、一旦対象にしたところで、必要性を判断し、除外していく話。県で行った地下水かん養を目的とした対象事業の要件緩和については、対象事業になるかどうかの最初の線を今回見直したものの。その対象になっているか否かをあらかじめ事業者から資料等を提出いただき、これは涵養等の取組みで見込みがあり、だからこれは対象にはならないという判断をするためのもの。一般的なスクリーニングとは別のものと理解している。

川越 委員 最初に出てきたときというのは、それは配慮書のことではないのか。配慮書の前段階で何かしら出てくるのか。

坂野 委員 配慮書として提出いただくものではない。あくまでアセスの対象事業になるかならないかの話。対象事業となっているものは、配慮書から順番にこの手続に沿って進んでいくが、県が行った要件の緩和は、その前段の話。

川越 委員 以前の話を蒸し返すようで申し訳ないが、どうやってモニタリングするかという話。要は、対象事業となるような事業者を見逃してしまう。悪気がある・なしにかかわらず、普段から何かをしたいという事業者等を県や市がちゃんと全部網羅できるのかが前から疑問である。あらかじめ事業者等がこういうことを計画されて…ということが、事が進んでからだとなかなか大変であり、普段からどういうモニタリングシステムを持っておられるのか。今の配慮書の話もそうだが、配慮書が出て初めて分かることでは困るということ。それはどういう形で行ってきたのか、あるいは行っていくのか。

梶原 環境政策課長 改めて熊本県にも運用等をどのようにされているのか確認をしており、現在、関係課にも話をしているところであるが、やはり何か事業をやるときには、許認可が必要なものと届出が必要なものとある。そこは熊本市の各担当課のところに届出や許認可が出てくる。アセスの対象かどうかというのはそこで把握し、アセスをやっていないのならば許認可も出せないという形になる。

では、届出の場合は難しいのではないかと以前ご指摘があったが、そこはやはり私たちが見逃してしまい、アセスをやればより良い環境影響が求められたかもしれないのにそのまま行ってしまったということになってしまうと、大変な問題である。今後届出のどこまで制限を持たせるのか、どういったところで今後事業がなされるかということ把握するのか、庁内でもしっかり協議をしていきたい。熊本県に聞いたところ、今まで見逃した事例はないと伺っている。そこはいろいろと見習っていく考えである。

早野 環境局長 29 ページにスクリーニングの説明があるが、これはスクリーニングだけではなく、アセスの流れである。アセスが必要だという事業になれば配慮書からや

っていく。ただ、その配慮書の段階で、まず住民の意見を聞いたり、市町村の意見を聞いたり、それに対する今は県の条例であるが、市の意見が入ってくる。それで修正があって、次が方法書の段階でまた同じような手続がある。それがまた準備書の中でも同じような手続がある。そして、評価書の段階でも同じようにあって、そこまで進んだら事業が開始できるという流れになるので、方法書が出た時点で事業ができるかどうかというものでもなくて、手続きがきちんと終わった後に、こういう配慮をした上で事業を進めてくださいという流れになっている。

篠原 会長 戦略アセスの話が出てきている。アセスにするかどうか。その前の段階、配慮書の前の話が出てきているが、この場合は配慮書が出てからスクリーニングの話が出てきて、配慮書が出た件はアセスにかけるというのが前提だった。その前の話はこの場での議論は難しいので、別途、専門委員会の中で議論すべきものである。本日はそこまで収める。

他にご意見等はあるか。

張 委員 (資料 1) 5 ページ表の対象事業の種類について、熊本県は大規模建築物、高層建築物、複合事業を対象事業にしない理由、経緯が分かれば教えてほしい。なぜ熊本県は対象にしていないのか。

坂野 委員 対象にしないということを判断しているわけではない。県条例でも、その他の造成事業というものがある。今回、熊本市では都市に特有の施設として具体的ものがイメージできるということで、それを特化して制度化されるものと理解している。

張 委員 もう 1 点、具体的に説明を受けて、これで熊本市の対象事業とすると、県より厳しくなる。それが別に悪いことではないが、ただ資料 4 の熊本市の地図を見ると、実際に開発や関係等、結構バランスが集中的に市内中心部は進んでいて、例えば南区や北区は結構バランスが違うところで、一斉に厳しい条例をかけていいかどうか、事務局はどう考えているのか。

梶原 環境政策課長 資料 4 については、議題 2 のほうで、どうしてこういったところを指定するのかというご説明をさせていただきたいと思っているが、いかがか。

張 委員 後で説明をお願いします。

早野 環境局長 確かに、資料 4 で色を塗ってあるところが増えており、地区が限定されてきているように見える。ただ、ここでその事業ができないという話ではなく、あくまでも重大な環境影響が未然に防止できるような配慮をしていただき事業を進めていただければ構わないということ。基本的には都市計画法やその他法令に準じてやっていただくことになるので、こちらについては丁寧に事業を進めてくださいという趣旨であ

る。

茨木 委員 （資料 1）9 ページの②供用時について、例えば日照障害に対する対策として程度の把握、日影図の作成と住民説明を行うという対策が挙げられているが、実際ビルが建ち「ずっと日陰になるからそれを何とかして」と言われたら、階数を減らす、建物を斜めにする等をしないと根本的な解決にはならないと思う。そこまでは求めなくて、一旦説明だけすればよいということか。

梶原 環境政策課長 日照障害については、当然建築基準法で建築物に対してももちろん決まっているが、それをこの条例に入れることで、例えば、日陰の時間が法律上は基準内だが、やはりもう少し日陰をやめてほしい等、住民の意見や行政としてもいろんな見地からどうにか変えてもらえないかということで、その話合いやそういった要請ができる。ただ、アセスは事業の許認可をするものではなく、色々な環境の影響を鑑みて、そういった要請を行い、それを事業者が少しでも取り入れ、最初の計画より、より良くしていくものである。そういったことを検討していただける機会を設けるというのがこの条例の趣旨だと考えており、そこを求める・求めないということではないと考えている。

阪本 委員 それに関して、（資料 1）12 ページに熊本駅周辺地域は高さ制限なしとなっているが、現在も制限がないということなのか。

梶原 環境政策課長 はい。

阪本 委員 今、日照権の話があって、要は地域住民に説明があれば、高さ制限なしで建ててよいということか。

梶原 環境政策課長 現在、熊本駅の周辺では、単純な高さ制限というのはないが、当然、建築基準法に基づく規制はある。例えば、どのぐらいの時間は日向になり、日陰にならない時間を設ける等の決まりはあるので、それに基づく対応をしている。

これについて、ビルをアセスの対象とすることで、まず、建築の計画の段階から住民の意見や事業者の意見、審査会にかけたりすることができるようになる。その意見を反映して、どこまでその事業者さんが反映されるかはもちろんまた別にあるが、そういう話になる。

阪本 委員 これを建てる前のシミュレーションは見られないのか。

梶原 環境政策課長 どういった資料になるかとは思いますが、どういった計画をしているということを説明いただいて、そのビルが建てばこういう影響が出る、ではそこについてはどう考えるのかというような話にはなってくる。当然シミュレーションをお願いすることになると思っている。

篠原 会長 出てきた段階で色々シミュレーション等、データを配慮書の中に出してきて、それをチェックして、これは少し問題がある、もう少しこうしてほしいという住民側の意見を言って変更していく、というのがアセス条例の目的になる。

阪本 委員 要望はするが、あとは事業者任せということか。

梶原 環境政策課長 強制力というのではないが、理由があってそういった要望や要請を住民、行政がすることになるので、そこは可能な限り対応していただけるのではないかと考えている。

篠原 会長 アセスが通らなければ建設は基本的にはできない。

上迫 委員 今の話に関連して、国のアセスもそうだが、この環境影響評価、環境アセスは、今これを建てて良い・悪いという話ではなく、あくまで手続を規定したもの。環境への影響というのが相当程度認められるものについて、その影響のおそれというのを事前に住民、もちろん行政ですが、そういったところにご説明をしていただいた上で、事業をやる前にちゃんと意見を取り入れることを狙ったものになる。それが法的な強制力を持つものではないが、そういった手続を踏み、合意を得てから進めてくださいといった規定である。

1点確認だが、先ほど、(資料1)29ページでスクリーニングの話があったときに、一般地域においてもスクリーニングするという説明をされていたと思うが、そういう理解でよいか。

梶原 環境政策課長 第2回環境審議会で、29ページの配慮書から報告書までの手続の流れをA～Hまでということでお示しをしているが、それで熊本市はどうするのかといったときに、熊本市としてはアセスの問題として、全ての事業に対して規模要件と対象事業の種類、これだけで現在、一律に全てがアセスの対象になっていることを説明した。やはり、環境への影響に応じた対応をするべきではないか、さらにアセスをやることで膨大なコストや期間がかかってくるということで、明らかに環境への影響が低いということが分かれば、その後の手続を省略してもいいのではないかとということでスクリーニングの検討をしたいと、第2回環境審議会でご説明をさせていただいている。次回、今回のまとめという形で案をご提出したいと思っているが、そのときにもう少し丁寧に説明をさせていただきたい。

早野 環境局長 基本的には第2種のほうはスクリーニングを入れたい。ただ、第1種の中にもスクリーニングを入れるようなものがあるのか。他都市では、2つに分かれておらず、1つの事業の中でスクリーニングを入れるものもあり、そういうものも想定されるだろうと思っている。今年度はスクリーニングを入れるという流れを決めていただ

きたい。そのスクリーニングをどういうものを対象に入れていくのかという基準については、また来年度詳細に決めていただきたい。

上迫 委員 原則として私も賛成である。メリハリをつけて審議されていく。行政コストはもちろん事業者のコストもかかる話なので、そういった環境への影響が本当に懸念されるものに絞っていくということは賛成である。あとは、県条例との兼ね合いがあると思うが、引き続きまた説明をいただきたい。

坂野 委員 今のお話は、熊本市が設定する一般地域というのは県の規模要件をある程度ベースにするという話であったので、そこにスクリーニングをかけるということは県の制度との整合性が出てくるのではないかと、そのような趣旨での話だったと理解している。以前のこの会議の中で県でもスクリーニングについては検討して欲しい、という話をいただいている。それについては別途、県内部で検討を進めており、こちらの審議と一緒に連携しながら検討していきたい。

篠原 会長 それでは、(資料 1) 29 ページの図は、そのうち変わるということなのか。これはスクリーニングが指定地区だけになっている。これが変わっていくのか。

梶原 環境政策課長 このページは、あくまで指定地域の規模要件をどうするのかという意味で作っている。

篠原 会長 最終的には変わるということで、このフロー図は変わっていくと予想される。他にご意見等はないか。

宮瀬 委員 1 点だけよろしいか。市のほうが県よりも厳しい基準で環境影響評価の条例をつくれるということには、非常に前向きですばらしいと思う。新しく複合事業が追加されており、他都市の開発事業の事例で、恐らくこれは一度に同じような単体では影響評価は求められないが、総合的に計画が示されたということで、複合事業の事例となっていると思う。しかし、例えばアセスにかからないほうが良いと思えば時間差で、本当は一帯でやるつもりだったが、アセスがかからないようにする等、アセス逃れのことも出てくるのではないかと懸念がある。

この複合事業という考え方でいくと、今話題になっている半導体事業でも、対象になる工場はアセスの規模要件外であったとしても、関連の事業や工場が建ってくるときに、そこは複合事業的な視点は入らないのか。

また、地下水に関しては、かん養量というところで量的な検討はされているが、質的な検討というのも必要ではないかと思う。例えば、地下水の量が減れば、有害物質が濃縮され、濃度が高くなる。現在、熊本市でいろんなところで井戸水等に有害物質が検出されており、原因が分かっていない。全体的な地下水があり余るほどあれば、それが薄まって影響が小さくなるという話も聞くので、地下水の質的問題をどう捉えて、汲み上

げた分だけ戻せばいいのか、関連事業がそこに集積すると、アセスにかからないところも合わせての地域一帯の地下水量がどうなっていくのか、その地下水量が減れば、熊本市の沿岸地域に近いところでは地盤沈下が起ってくる。一体的な影響をどう検討していくのかが今後の課題だと思うが、現時点での計画としては大変よく練られていると感じた。

梶原 環境政策課長 まさに複合事業のこういったものを要件とするのか。例えば、事業者が違う場合や時期が違う場合、当然そのような細かい要件があるので、それは来年度の技術指針や施行規則、もしくは条例本体できちんと決めたい。このアセスをつくる意味というのは、熊本市の環境をより良くするためであるので、しっかり検討していきたい。

(資料1) 16 ページの岡山県の事例では、①貨物基地、②公園は、規模要件ではなく、そもそも対象事業ではないものを複合的にやるということで面積要件だけを事業要件にして、複合事業の対象としてある。他都市の事例を見る中で、何をもって複合というのか色々な事例があり、今回はお示しすることができないが、参考にしながら考えていきたい。

当然、水質の問題も重要な環境要素になるので一緒に考えていきたい。

早野 環境局長 水量については、確かに面的開発をされるときちゃんと量を保全するという意味でいくと県の規則で決まった方法になるかと思う。質については基本的にはアセスの大小や事業の大小にかかわらず、法律でそのような物質は流せないということになっている。

篠原 会長 水質については、何か見本があると思う。いっぱい集まればリスクは大きくなる。濃度が低いものでもたくさん種類が集まるとリスクが高くなる。それは国の規制でもなかなか難しい問題である。例えば、PFOS も 50 ナノグラム・パー・リッターという相当低い PPT レベルで規制があるが、少なくとも集まってきたら問題だということ。この問題は、この条例だけで何かできるという問題ではない。

他にご意見等がなければ、次の議題へ進みたいと思う。

【熊本市の地域区分（ゾーニング）について】

篠原 会長 熊本市の地域区分（ゾーニング）について、事務局から資料の説明をお願いしたい。

(事務局 資料3・資料4について説明)

篠原 会長 今年度までの環境審議会のスケジュールについて、皆さん、お認めいただいたということでよろしいか。

(異議なし)

篠原 会長 本日大事なことの一つは、ゾーニングを決めたいということ。そこで、皆さんが今回議論して問題なければこのゾーニングでやっていくということである。

委員の皆さんからご質問やご意見はあるか。

川越 委員 先ほどご質問があったスクリーニングとゾーニングの関係というのは、スクリーニングと指定地域、一般地域の関係であり、私は完全に指定地域だけでスクリーニングをかける、ここで言うゾーニングで熊本市が選定されているものに対してスクリーニングを検討するという理解であったが、そうではないということか。そうではないこともあり得るという意味なのか。

早野 環境局長 まだはっきりどれにかけるとするのは、第1種のほうではまだ考えは成っておりません。ただ、そういう可能性もあるということで、そこは専門家会議の中で議論をいただきたい。基本的には、先ほど申し上げたとおり、第2種の方にはスクリーニングの考えを入れていきたい。

篠原 会長 私から1点。ゾーニングをしたときのライン上のぎりぎりのところ、例えば一部かかる等、これは専門委員会で議論することになると思うが。どのぐらいかかったらこれは厳しくするかどうか、そういうところの概略として、どのような考えをお持ちなのか。

梶原 環境政策課長 私たちの考えとしては（資料3）7ページの最後の段落、まず全部かかるところ、一部かかるところ、接する事業、これも指定地域の事業だというように考えたいと思う。事業者や一般の市民の方に分かりやすくなるように、こういった形で、地図を具体的にお示しする必要があるのかと考えているが、そこは分かりやすくお見せしたいと思っている。どのような場合だと接するのか、接しないと見るのかということについては、技術指針もしくは条例の施行規則で、きちんと設定をしたいと考えている。

ただ、少し隣にある、本当にすれすれのところにあるからといって、全くその環境に影響がないのかというと、やはり影響があると考えているので、そこは接すれば指定地域の事業として指定地域への配慮を促す対応を図る。

篠原 会長 それは、どこかに明文化したいところ。そうしないと、境界面のところで逃れようとして、わざとそこを選んでくる可能性がある。

早野 環境局長 例えば、区分をきちんと図示して、それを表記しないと、この地区がということは分からない。ここをきちんとした上で、それにどのようなものが接するという条件なのかというのは提示をしていきたい。

篠原 会長 本日はゾーニングの話をして、大体もうこれでいくということが決まりになるのか。

梶原 環境政策課長 精査をして、見直して、この区分はぜひ守っていきたいと考えたい。

篠原 会長 他にご意見等はないか。

上迫 委員 1点確認させていただきたい。資料4の点線で囲ったゾーニングのところ、網がかかっているところ、干潟等のような色のついた面的な広がりがあるところに加えて、いくつか点があると思う。熊本城なども入っていると思うが、点で表されているところも指定地域ということではよろしいか。

梶原 環境政策課長 そのように考えている。

篠原 会長 点で表しているところの説明をお願いします。

梶原 環境政策課長 この点は、主に史跡・名勝・天然記念物であるが、例えば、天然記念物であっても、それ単体ということではなく、その周辺も含めて指定をされていると考えている。そこは今後、文化財の所管する部署などに、どこまでがこの天然記念物であるとか、史跡の範囲とするのか、というのはしっかり詰めていき、きちんと守られるような条例にしていきたいと考えている。

篠原 会長 他にご意見等はあるか。なければ、全体を通してのご意見等はあるか。

中田 委員 (資料1) 15 ページの大規模建築物の追加で、規模要件の「又は」か「かつ」というところで、熊本市は「又は」「かつ」という両方の要件を、5万平米、100メートル以上にしているが、「かつ」にした理由、その理由も書いているが、何か強い「かつ」の意味は含まれているのか。

梶原 環境政策課長 これまで熊本市が熊本県の条例で対応してきたが、大規模建築物が、何かしらものすごく環境に影響があったというような事例というのは、当然、建築物を建ててほしくない等の意見、騒音・振動といった苦情はあるが、それで何か環境に影響が大きく変わったということは熊本市としては考えてない。ただ、例えば、ザ・熊本タワーの高さ126メートル、延べ床面積5万平米以上は、熊本ゲートタワーの延べ床面積2万7,000平米と比べると、単純なマンションということではなく、商業施設も含んだところで延べ床面積も大きくなり、さらに高さも高くなっている。この周辺に与える影響についても、例えば、渋滞や建った後の環境に対する影響も大きいと考えている。

熊本市としては、高いだけということではなく、複合的に環境に影響が大きくなるだ

ろうと予想されるものについて、きちんとアセスを入れることで環境影響に対する配慮をやっていきたいと考えている。

中田 委員 この条件が入ってしまうと、15 ページの 5 つの施設以上の施設は、市内には基本的にできなくなる。つまり、30 階以上のマンションも建てられなくなれば、桜町の開発エリア規模のものもできなくなってしまう可能性が高くなるということになる。

先ほどの新しいマンションが建って日陰になるという話。実際にそういう苦情があるのかないのか、予想されることはもちろん予想されるので、事前にその芽を摘むというのは方針としては間違っていないと思うが、そこがあまりにも現実とかけ離れている。例えば、熊本市の人口がこれからどうなっていくのか、企業誘致によって熊本市にも大きなマンションが必要になってくるとか、経済発展をどうするのか、というものを考えたときに、「かつ」でまとめて良いのだろうか。もしかしたら、「または」でも良いのではないか。

梶原 環境政策課長 規模要件については、アセスの色々な事例をもとに庁内会議でも協議をし、現在、検討しているところである。しかし、アセスというのは、あくまでも許認可ではない。それを建てることによってどのような影響があるのか事前にいろんな方と話ができ、それを事業者の方に組み取っていただくというものである。私どもはこれ以上の建物を建てさせたくないということで、設定したとは考えていない。当然時間をかけて話し合いをしていただき、このような規模のマンションや大規模建築物というのも、環境への影響を考えた上で建てていただきたいと考えている。そこは開発と環境のバランスだと考えている。

篠原 会長 「かつ」というのは、これはすごく意味があることである。

中田 委員 割と強制力が強いので、これは 1 つの目安として考えるが、実際皆さんがそれを単なる目安として捉えるのかどうか。やはり数字や文字として出てきたら、かなり強制力を感じると思う。

もう 1 点、宮瀬委員からお話もあった複合施設をどう考えるかというところで、時間差や同じエリアで工場は違うが、似たような産業の工場がたくさんできるとか。具体的にいうと、菊陽町は市と少ししか離れていないが、かなり隣接したところに同じような施設が建つ等が考えられると思う。今後、そのようなことも想定していかないといけないというときに大事になるのは、県との関係性やパイプラインであり、そこを強く持っていた方が何か対応するのも連携しやすい面があると思う。もちろんこれは熊本市のアセス条例であるが、県との関係や何か横のつながりのようなところも明文化までできれば一番良いと思う。

梶原 環境政策課長 熊本県の一部の構成市町村が熊本市であるので、当然、熊本県に

は、日頃からアセス条例について、質問や協議の場を度々設定して、協議している。引き続き熊本県と一緒にやっていきたいと考えている。

篠原 会長 この条例ができるまでに、熊本市役所内のネットワークを強化しないといけない。特に複合施設については。

本当はワンストップサービスができれば良いのだが、いろんな部署の許認可のところへ下りてきて、最終的にこの条例を取り扱う部署に集まってこない、チェックできない。よほどうまく上げていないと、これが複合施設だという情報が入ってこなければ、それを判断できない。よって、このネットワークをどのようにつくるのかというのは、市役所内の1つの課題であるので、ぜひその辺りも頭に入れていただきたい。

終 了

篠原 会長 では、本日予定していた議題も全て終了したので、これを持って令和5年度第4回熊本市環境審議会を閉会する。事務局へお返す。

事務局 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。

また、第5回環境審議会については、別途通知する。

以 上